



2026年2月24日

各位

会社名 日本製鉄株式会社
代表者名 代表取締役社長 兼 COO 今井 正
(コード番号 5401、東証プライム、名証、福証、札証)
問合せ先 コーポレートコミュニケーション部広報室
(TEL 03-6867-2135、2141、2146)

2029年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債及び 2031年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の発行に関するお知らせ

当社は、2026年2月17日開催の取締役会決議による委任に基づき、本日、代表取締役社長の決定により、2029年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債(以下「2029年満期本新株予約権付社債」という。)及び2031年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債(以下2029年満期本新株予約権付社債と併せて「本新株予約権付社債」という。)の発行を決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。なお、本新株予約権付社債の総額は5,500億円と決定しておりますが、発行の狙いに合致する発行条件を維持できることを前提に、投資家の需要状況及び市場動向を踏まえ、増額を決定する可能性があります。また、当該増額に伴い、発行する新株予約権の総数の変更が生じますが、調達資金の用途に変更は生じません。増額を決定した場合には、速やかに開示いたします。

【本新株予約権付社債発行の背景及び目的】

当社は、日本で最大手、世界でもトップクラスの鉄鋼メーカーであり、「常に世界最高の技術とものづくりの力を追求し、優れた製品・サービスの提供を通じて、社会の発展に貢献」という基本理念に則り、「総合力世界No. 1の鉄鋼メーカー」を目指しています。

これまで当社は、国内における生産設備構造対策や、紐付分野を中心とする価格・マージンの改善を通じて、損益分岐点を大幅に改善するとともに、品種高度化に向けた戦略投資を実行してまいりました。また、海外事業では、選択と集中を図りながら、「需要の伸びが確実に期待できる地域」「当社の技術力・商品力を活かせる分野」において海外製造拠点を拡充し、有望市場での生産能力確保・拡大を推進してまいりました。国内製鉄事業を要として海外事業の拡大で横軸方向に幅を広げ、原料事業から流通に至るサプライチェーンを一貫して事業領域とすることで縦軸方向に厚みを増し、より強靱な事業構造へと進化することにより、外部環境によらず6,000億円以上の連結実力利益(注1)を確保できる収益構造を確立しました。

今後は一段と厳しい経営環境を想定しながらも、さらなる成長を続けるため、「2030中長期経営計画」(以下「本中長期経営計画」という。)を策定し、2025年12月12日に公表いたしました。本中長期経営計

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず、投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。

また、本報道発表文は、米国における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて証券の登録を行う又は登録の免除を受ける場合を除き、米国における証券の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には、英文目論見書は、当該証券の発行会社又は売出人より入手することができます。当該目論見書には、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに発行会社の財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われず、同社債の登録も行われません。

画では、連結実力利益1兆円/年以上を確実に実現するとともに、将来のグローバル粗鋼生産能力1億トン（注2）以上の実現に向け、以下の戦略に基づき各種施策を実行してまいります。

1. 国内：さらなる収益基盤強化による収益力向上
2. 海外：グローバル成長戦略の実行による飛躍的利益拡大

これらの戦略を支える経営基盤をさらに強化するために、研究リソースを継続的に投入し世界最先端技術の開発を推進するとともに、業務刷新・効率化を推進し、人材の競争力強化等にも取り組みます。また、企業価値の持続的な向上を目指して、成長投資・株主還元・財務体質の健全性において適切なバランスを追求しながら、経営資源を戦略的に投入し、中長期的な収益力及び資本効率の向上、並びに財務基盤の強化を図り、2030年度に連結実力利益1兆円/年以上、ROE10%程度、D/Eレシオ0.7倍程度、Debt/EBITDA倍率3.5倍以下（注3）の財務指標の達成を目指します。そして、本中長期経営計画の達成を通じて、当社は世界No. 1の鉄鋼メーカーへの復権を目指してまいります。

〔経営方針及びその背景〕

世界の鉄鋼需要の見通しは、インドをはじめとする新興国での経済成長に伴う増加が見込まれており、また、米国での高級鋼需要の増加も期待されます。一方、日本国内では人口減少や製造業の海外移転等を背景に、需要の減少傾向が続く見通しです。また、供給面では、中国が内需減少にもかかわらず、自国内の高水準の生産と積極的な輸出姿勢を続けています。世界的な鉄鋼供給過剰構造の解消にはなお時間を要し、今後とも厳しい経営環境が続くと想定しています。

こうした状況に的確に対応していくための当社の経営方針は以下のとおりです。

国内事業においては、これまで確立してきた最高級の製品を効率的に生産する最適な生産体制を最大限活用し、需要分野及び品種に応じた競争力の強化、発揮を通じて、さらなる収益基盤強化に努めてまいります。第一に、「コスト競争力の徹底追求」として、薄板事業における新鋭設備投資の立ち上げと効果のフル発揮を推進するとともに、各製造拠点の役割の明確化と集中生産による効率化を通じて、グループ会社も含めた最適な生産・物流体制を構築してまいります。その一環として、2027年度末を目途に東日本製鉄所鹿島地区の連続焼鈍設備1基を休止する予定です。第二に、「総合的ソリューションの展開」として、自動車、インフラ（建築・土木）及びエネルギー・造船の各需要分野において各機能商品・ソリューション提案を通じたお客様価値の創造を図ります。また、名古屋製鉄所次世代熱延の活用、瀬戸内製鉄所広畑地区・阪神地区（堺）・九州製鉄所八幡地区における電磁鋼板（注4）の能力増強等を通じて、お客様のニーズへの対応力を強化し、国内各分野での需要の捕捉を目指します。第三に、「グループ総合力の最大化」として、インフラ（建築・土木）分野におけるグループ全体が一体となった営業活動を一層強力に進めるとともに、グループ一貫での生産・流通体制を追求し、内需の捕捉力を強化します。また、これまでも進めてきた国内グループ企業の再編を通じて、さらなる最適なグループ体制の構築も推進しています。これらの取り組みを通じて、収益力向上を実現してまいります。

海外事業においては、米国・欧州、インド、タイを3つの重点地域として、上工程から一貫して付加価値を創造できる鉄源一貫体制の強化を図っており、設備投資の実行に加え、当社の技術・ノウハウを最大限移転し、本中長期経営計画を通じて利益の拡大を図ります。

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず、投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。

また、本報道発表文は、米国における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて証券の登録を行う又は登録の免除を受ける場合を除き、米国における証券の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には、英文目論見書は、当該証券の発行会社又は売出人より入手することができます。当該目論見書には、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに発行会社の財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われず、同社債の登録も行われません。

米国は先進国で最大の鉄鋼需要かつ高級鋼需要の伸びが期待でき、関税によって輸入材から守られ、先進国で唯一長期的な人口増加が予想される市場です。かつ、エネルギーや製造業等の鋼材需要分野における国内回帰の顕著な動きから、今後も安定的な鋼材需要の伸長が見込まれます。当社は、2025年6月にUnited States Steel Corporation（以下「USスチール」という。）を買収し、米国において鉄源一貫製造体制を構築いたしました。USスチールにおいては、最先端の電炉拠点であるBig River Steelに続き、2026年度にフル立上げ予定のBig River 2の本格稼働により、収益力改善を追求するとともに、2028年までに約110億ドルの設備投資を執行し、当社は最先端の操業技術・設備技術・商品技術を移転していくことにより、設備投資効果及びシナジーの最大限の発揮を目指します。これらを通じて、USスチールの競争力の抜本的強化に取り組み、今後も成長が見込まれる米国の高級鋼ニーズに応えてまいります。

インドの鉄鋼市場は、経済成長と人口増により着実な成長が見込まれており、また、インド政府による、国内鉄鋼業を基幹産業として保護する政策を背景に、自国産比率が非常に高いマーケットです。また、タイは、当社グループが薄板市場において約30%のシェア（2024年度、当社推定）を占める、当社にとってASEANの最重要マーケットであり、高級鋼・汎用鋼ともに今後も堅調な市場成長が期待されます。当社は、これらの地域において、インサイダーとして鉄源一貫製造体制の構築を進めています。インドのArcelorMittal Nippon Steel India Private Limitedについては、ハジラー貫製鉄所における高炉2基や熱延ラインの新設等に着手しており、粗鋼生産能力は2023年の900万トンから2026年までに1,500万トンへ増加する見通しです。将来的には南部地域での新一貫製鉄所の建設にも着手し、今後のインドマーケットでの需要拡大を捉え、市場プレゼンスの確保に向けて、取り組んでまいります。タイのG Steel Public Company Limited、G J Steel Public Company Limited、NS-Siam United Steel Co., Ltd.においては、鉄源からサプライチェーン一貫での強化を図り、インサイダーとしての強みを最大限発揮することで、薄板市場における、さらなるポジション拡大を図ります。

原料事業においては、原料市況変動の影響を受けにくい連結収益構造の構築を中長期的に図りつつ、将来的なカーボンニュートラル（注5）鉄鋼生産プロセスに適した良質な原料の安定調達を実現するため、2024年1月にはカナダの原料炭事業会社Elk Valley Resourcesへ、2025年3月には豪州Blackwater炭鉱への出資を行いました。また、2025年9月にはカナダKami鉄鉱山の権益取得及び開発・操業を行う合弁会社の設立が完了しております。今後も、鉄鋼原料の供給力拡大、安定調達及び投資収益の確保に資する優良な原料鉱山に対する投資を検討してまいります。

さらに、当社は、2030年にCO2総排出量を対2013年比30%削減するというターゲット及び2050年カーボンニュートラルを目指すという「日本製鉄カーボンニュートラルビジョン2050」を掲げ、「社会全体のCO2排出量削減に寄与する高機能鋼材とソリューションの提供」「鉄鋼製造プロセスの脱炭素化によるGXスチールの提供」という2つの価値を提供することで、サプライチェーンでのCO2削減の実現を目指しています。高機能鋼材とソリューションの提供の観点では、自動車の製造時・走行時のCO2排出量削減に寄与する「NSafe®-AutoConcept ECO³」、モーター、送電線に使われる変圧器のエネルギーロスを低減させる「高効率電磁鋼板」等の製造に取り組んでおります。鉄鋼製造プロセスの観点からも、東日本製鉄所君津地区の小型試験炉によるSuper COURSE50（注6）開発試験で、世界最高水準を更新するCO2排出量43%の削減効果を確認する等の技術開発に加え、2025年5月に採択された、GX推進法に基づく政府支援事業（注7）として、九州製鉄所八幡地区・瀬戸内製鉄所広畑地区・山口製鉄所における、高炉プロセスから大型電炉プロセスへの転換に向けた投資実行の決定及び取り組み等を継続しています。加えて、「GXス

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず、投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。

また、本報道発表文は、米国における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて証券の登録を行う又は登録の免除を受ける場合を除き、米国における証券の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には、英文目論見書は、当該証券の発行会社又は売出人より入手することができます。当該目論見書には、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに発行会社の財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われず、同社債の登録も行われません。

チール」の市場形成に向けた制度化・国際標準化を推進してまいります。これらの複線的アプローチを通じて、2050年までに鉄鋼生産プロセスからのCO2排出ネットゼロ実現を目指します。

当社は、これらの経営方針により、お客様価値の創造を通じて持続可能で豊かな社会の実現に貢献するとともに、「総合力世界No. 1の鉄鋼メーカー」を目指し、成長を続けてまいります。

〔資金所要〕

当社は、2025年6月のUSスチール買収に伴い、その買収資金総額約2兆円をブリッジローンで調達し、最適な手段によるパーマネント化を図っています。また、連結実力利益1兆円/年以上、グローバル粗鋼生産能力1億トン以上の実現に向け、収益基盤強化、グローバル成長戦略を実行するにあたり、今後5年間で、USスチールへの約110億ドルの設備投資を含めた総額6兆円規模の設備投資・事業投資を見込んでおり、成長機会を機動的に捉えて早期の資金調達を実施することが重要と考えます。また、足元の自己資本は十分な水準であるものの、中長期に亘る持続的な成長を実現するためには、これらの投資成果が期待される将来において、さらなる次の成長戦略を着実に実行できるよう、営業CFの活用や資産売却等の資本効率化、負債性資金の調達などを含めた資金調達手段の多様化を図りつつ投資資金を確保し、財務体質を強化する必要があると考え、本新株予約権付社債の発行を決定いたしました。

- (注) 1. 連結実力利益：在庫評価差等除く連結事業利益。
2. グローバル粗鋼生産能力1億トン：30%以上出資会社の生産能力の単純合算。
3. D/E レシオ 0.7 倍程度、Debt/EBITDA 倍率 3.5 倍以下：劣後債等の資本性等調整後。
4. 電磁鋼板：電動車や各種電気機器のモーター、発電所の発電機、送電等に使われる変圧器等のなかの「鉄心」に使用。鉄の結晶の方位のコントロールにより良好な磁気特性を発揮し、エネルギーロス（鉄損）を最小化する省エネ材料。
5. カーボンニュートラル：温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させること。
6. Super COURSE50：高炉での水素還元比率をさらに高める技術。
7. GX 推進法に基づく政府支援事業：排出削減が困難な産業におけるエネルギー・製造プロセス転換支援事業（事業 I（鉄鋼））令和7年度～令和11年度事業。

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず、投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。

また、本報道発表文は、米国における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて証券の登録を行う又は登録の免除を受ける場合を除き、米国における証券の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には、英文目論見書は、当該証券の発行会社又は売出人より入手することができます。当該目論見書には、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに発行会社の財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われず、同社債の登録も行われません。

【調達資金の使途】

本新株予約権付社債の発行による手取り金約5,500億円については、2026年6月までを目途に、上記〔資金所要〕記載のUSスチール買収に係るブリッジローンの返済に全額を充当することを予定しております。また、当該ブリッジローンのパーマネント化のための資金調達は、2024年6月の劣後特約付シンジケートローン並びに公募劣後特約付社債による調達、2025年9月のコミット型劣後特約付タームローンによる調達に加え、本新株予約権付社債の発行及び今後の負債性資金による調達をもって完了する予定です。これにより、中長期に亘る持続的な成長戦略の実行を見据えた財務体質の強化を図ります。

【本新株予約権付社債発行の狙い】

当社の成長戦略を実現していく上で必要となる資金確保の手段として、利益成長に向けた設備投資等においては投資負担が先行し投資効果の発現に一定期間を要する鉄鋼事業の性質を踏まえ、希薄化を抑制しながら、投資効果の利益貢献が期待できる時期において、資本の拡充による財務体質の強化も企図できる手法を検討した結果、以下のような特徴を有する本新株予約権付社債の発行が最も適切であると判断いたしました。

- ① 上記の経営方針の遂行に伴い、将来的に株価が転換価額を超えて上昇し、本新株予約権付社債が株式へ転換された場合においては、資本増強による財務基盤の強化が可能であること
- ② 当面の1株当たり利益の希薄化を回避しつつ、株式に転換され得るタイミングにおいては戦略投資効果の発現等による相応の利益成長を実現していることを目指しており、既存株主に配慮した設計となること
- ③ 本新株予約権付社債は、ゼロ・クーポンで発行され、払込金額と償還価額の差額を勘案しても、他の調達手法と比較して相対的に支払利息を抑制した調達手段であること

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず、投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。

また、本報道発表文は、米国における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて証券の登録を行う又は登録の免除を受ける場合を除き、米国における証券の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には、英文目論見書は、当該証券の発行会社又は売出人より入手することができます。当該目論見書には、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに発行会社の財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われず、同社債の登録も行われません。

記

I. 2029年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債

1. 社債の名称

日本製鉄株式会社 2029年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債(以下I.において「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」という。)

2. 社債の払込金額

本社債の額面金額の100.0%(各本社債の額面金額 1,000万円)

3. 新株予約権と引換えに払い込む金銭

本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする。

4. 社債の払込期日及び発行日

2026年3月12日(ロンドン時間、以下別段の表示のない限り同じ。)

5. 募集に関する事項

(1)募集方法

Nomura International plc、Goldman Sachs International 及び Merrill Lynch International をアクティブ・ブックランナー兼共同主幹事引受会社、SMBC Bank International plc、Morgan Stanley & Co. International plc 及び Mizuho International plc をパッシブ・ブックランナー兼共同主幹事引受会社とする幹事引受会社(以下「幹事引受会社」という。)の総額個別買取引受けによる欧州及びアジアを中心とする海外市場(ただし、米国を除く。)における募集。ただし、買付けの申込みは引受契約書の締結日の翌日午前8時(日本時間)までに行われるものとする。

(2)本新株予約権付社債の募集価格(発行価格)

本社債の額面金額の102.5%

6. 新株予約権に関する事項

(1)新株予約権の目的である株式の種類、内容及び数

本新株予約権の目的である株式の種類及び内容は当社普通株式(単元株式数100株)とし、その行使により当社が当社普通株式を交付する数は、行使請求に係る本社債の額面金額の総額を下記(4)記載の転換価額で除じた数とする。ただし、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。また、本新株予約権の行使により単元未満株式が発生する場合は、当該単元未満株式は単元株式を構成する株式と同様の方法で本新株予約権付社債の保有者(以下「本新株予約権付社債権者」という。)に交付され、当社は当該単元未満株式に関して現金による精算を行わない。

(2)発行する新株予約権の総数

27,500個

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず、投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。

また、本報道発表文は、米国における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて証券の登録を行う又は登録の免除を受ける場合を除き、米国における証券の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には、英文目論見書は、当該証券の発行会社又は売出人より入手することができます。当該目論見書には、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに発行会社の財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われず、同社債の登録も行われません。

(3)新株予約権の割当日

2026年3月12日

(4)新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額

- (イ)各本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その額面金額と同額とする。
- (ロ)転換価額は、当初、当社の代表取締役社長が、当社取締役会の授権に基づき、投資家の需要状況及びその他の市場動向を勘案して決定する。ただし、当初転換価額は、本新株予約権付社債に関して当社と上記5(1)記載の幹事引受会社との間で締結される引受契約書の締結直前の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値(以下に定義する。)に1.0を乗じた額を下回ってはならない。一定の日における当社普通株式の「終値」とは、株式会社東京証券取引所におけるその日の当社普通株式の普通取引の終値をいう。
- (ハ)転換価額は、本新株予約権付社債の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る払込金額で当社普通株式を発行し又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合、下記の算式により調整される。なお、下記の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式(当社が保有するものを除く。)の総数をいう。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{発行又は処分株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{発行又は処分株式数}}$$

また、転換価額は、当社普通株式の分割又は併合、一定の剰余金の配当、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されるものを含む。)の発行が行われる場合その他一定の事由が生じた場合にも適宜調整される。

(5)新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。

(6)新株予約権を行使することができる期間

2026年3月26日から2029年1月31日まで(新株予約権の行使のために本社債が預託された場所における現地時間)とする。ただし、①下記7(4)(イ)乃至(ホ)記載の当社による繰上償還の場合は、償還日の東京における3営業日前の日まで(ただし、下記7(4)(ロ)において繰上償

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず、投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。

また、本報道発表文は、米国における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて証券の登録を行う又は登録の免除を受ける場合を除き、米国における証券の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には、英文目論見書は、当該証券の発行会社又は売出人より入手することができます。当該目論見書には、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに発行会社の財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われず、同社債の登録も行われません。

還を受けないことが選択された本社債に係る本新株予約権を除く。)、②下記7(5)記載の本社債の買入消却がなされる場合は、本社債が消却される時まで、また③下記7(6)記載の本社債の期限の利益の喪失の場合は、期限の利益の喪失時までとする。上記いずれの場合も、2029年1月31日(新株予約権の行使のために本社債が預託された場所における現地時間)より後に本新株予約権を行使することはできない。

上記にかかわらず、当社の組織再編等(下記7(4)(ハ)に定義する。)を行うために必要であると当社が合理的に判断した場合、組織再編等の効力発生日の翌日から起算して14日以内に終了する当社が指定する期間(当該期間は30日以内とする。)中、本新株予約権を行使することはできない。

また、本新株予約権の行使の効力が発生する日本における暦日(又は当該暦日が東京における営業日でない場合、その東京における翌営業日)が、当社の定める基準日又は社債、株式等の振替に関する法律第151条第1項に関連して株主を確定するために定められたその他の日(以下、当社の定める基準日と併せて「株主確定日」と総称する。)の東京における2営業日前の日(又は当該株主確定日が東京における営業日でない場合、その東京における3営業日前の日)(同日を含む。)から当該株主確定日(又は当該株主確定日が東京における営業日でない場合、その東京における翌営業日)(同日を含む。)までの期間に当たる場合、本新株予約権を行使することはできない。ただし、社債、株式等の振替に関する法律に基づく振替制度を通じた新株予約権の行使に係る株式の交付に関する日本法、規制又は慣行が変更された場合、当社は、本段落による本新株予約権を行使することができる期間の制限を、当該変更を反映するために修正することができる。

(7) その他の新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできない。

(8) 当社が組織再編等を行う場合の承継会社等による新株予約権の交付

(イ) 組織再編等が生じた場合、当社は、承継会社等(以下に定義する。)をして、本新株予約権付社債の要項に従って、本新株予約権付社債の主債務者としての地位を承継させ、かつ、本新株予約権に代わる新たな新株予約権を交付させるよう最善の努力をするものとする。ただし、かかる承継及び交付については、(i)その時点で適用のある法律上実行可能であり、(ii)そのための仕組みが既に構築されているか又は構築可能であり、かつ、(iii)当社又は承継会社等が、当該組織再編等の全体から見て不合理な(当社がこれを判断する。)費用(租税を含む。)を負担せずに、それを実行することが可能であることを前提条件とする。かかる場合、当社は、また、承継会社等が当該組織再編等の効力発生日において日本国内の証券取引所における上場会社であるよう最善の努力をするものとする。本(イ)に記載の当社の努力義務は、当社が本新株予約権付社債の受託会社(以下「受託会社」という。)に対して下記7(4)(ハ)(b)記載の証明書を交付する場合、適用されない。

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず、投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。

また、本報道発表文は、米国における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて証券の登録を行う又は登録の免除を受ける場合を除き、米国における証券の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には、英文目論見書は、当該証券の発行会社又は売出人より入手することができます。当該目論見書には、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに発行会社の財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われず、同社債の登録も行われません。

「承継会社等」とは、組織再編等における相手方であって、本新株予約権付社債及び/又は本新株予約権に係る当社の義務を引き受ける会社をいう。

(ロ)上記(イ)の定めに従って交付される承継会社等の新株予約権の内容は下記のとおりとする。

① 新株予約権の数

当該組織再編等の効力発生日の直前において残存する本新株予約権付社債に係る本新株予約権の数と同一の数とする。

② 新株予約権の目的である株式の種類

承継会社等の普通株式とする。

③ 新株予約権の目的である株式の数

承継会社等の新株予約権の行使により交付される承継会社等の普通株式の数は、承継会社等が当該組織再編等の条件等を勘案の上、本新株予約権付社債の要項を参照して決定するほか、下記(i)又は(ii)に従う。なお、転換価額は上記(4)(ハ)と同様の調整に服する。

(i) 一定の合併、株式交換又は株式移転の場合、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使したとした場合に得られる数の当社普通株式の保有者が当該組織再編等において受領できる承継会社等の普通株式の数を受領できるように、転換価額を定める。当該組織再編等に際して承継会社等の普通株式以外の証券又はその他の財産が交付されるときは、当該証券又は財産の価値を承継会社等の普通株式の時価で除して得られる数に等しい承継会社等の普通株式の数を併せて受領させる。

(ii) 上記以外の組織再編等の場合、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に本新株予約権付社債権者が得られるのと同等の経済的利益を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定める。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額

承継会社等の新株予約権の行使に際しては、承継された本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、承継された本社債の額面金額と同額とする。

⑤ 新株予約権を行使することができる期間

当該組織再編等の効力発生日(場合によりその14日後以内の日)から、上記(6)に定める本新株予約権の行使期間の満了日までとする。

⑥ その他の新株予約権の行使の条件

承継会社等の各新株予約権の一部行使はできないものとする。

⑦ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず、投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。

また、本報道発表文は、米国における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて証券の登録を行う又は登録の免除を受ける場合を除き、米国における証券の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には、英文目論見書は、当該証券の発行会社又は売出人より入手することができます。当該目論見書には、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに発行会社の財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われず、同社債の登録も行われません。

乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。

⑧ 組織再編等が生じた場合

承継会社等について組織再編等が生じた場合にも、本新株予約権付社債と同様の取り扱いを行う。

⑨ その他

承継会社等の新株予約権の行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。承継会社等の新株予約権は承継された本社債と分離して譲渡できない。

(ハ) 当社は、上記(イ)の定めに従い本社債及び本新株予約権付社債に係る信託証書(以下「信託証書」という。)に基づく当社の義務を承継会社等に引き受け又は承継させる場合、本新株予約権付社債の要項に定める一定の場合には保証を付すほか、本新株予約権付社債の要項に従う。

(9) 新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする理由

本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできず、かつ本新株予約権の行使に際して当該本新株予約権に係る本社債が出資され、本社債と本新株予約権が相互に密接に関係することを考慮し、また、本新株予約権の価値と本社債の利率、払込金額等のその他の発行条件により当社が得られる経済的価値とを勘案して、本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする。

7. 社債に関する事項

(1) 社債の総額

2,750億円

(2) 社債の利率

本社債には利息は付さない。

(3) 満期償還

2029年2月14日(償還期限)に償還する。本社債の償還期限における償還金額は、当社の代表取締役社長が、当社取締役会の授権に基づき、上記6(4)(ロ)記載の転換価額の決定と同時に決定する。ただし、当該償還金額は本社債の額面金額の100.0%を下回ってはならない。

(4) 本社債の繰上償還

(イ) クリーンアップ条項による繰上償還

本(イ)の繰上償還の通知を行う前のいずれかの時点において、残存する本社債(以下「残存本社債」という。)の額面金額合計額が発行時の本社債の額面総額の10%を下回った場合、当社は、その選択により、本新株予約権付社債権者に対して、30日以上60日以内の事前の通知(かかる通知は取り消すことができない。)をした上で、残存本社債の全部(一部は不可)を繰上償還価額(以下に定義する。)で繰上償還することができる。

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず、投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。

また、本報道発表文は、米国における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて証券の登録を行う又は登録の免除を受ける場合を除き、米国における証券の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には、英文目論見書は、当該証券の発行会社又は売出人より入手することができます。当該目論見書には、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに発行会社の財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われず、同社債の登録も行われません。

「繰上償還価額」は、本新株予約権付社債の要項に定める方法により計算される各本社債の額面金額 1,000 万円につき一定の年率で半々年ごとの複利計算をして得られる金額とする。当該年率は、当社の代表取締役社長が、当社取締役会の授権に基づき、投資家の需要状況及びその他の市場動向を勘案して上記 6 (4) (ロ) 記載の転換価額の決定と同時に決定する。

(ロ) 税制変更による繰上償還

日本国の税制の変更等により、当社が下記(12)(イ)記載の追加額の支払義務を負う旨及び当社が合理的な措置を講じてもかかる追加額の支払義務を回避することができない旨を受託会社に了解させた場合、当社はその選択により、いつでも、本新株予約権付社債権者に対して、30 日以上 60 日以内の事前の通知(かかる通知は取り消すことができない。)をした上で、残存本社債の全部(一部は不可)を繰上償還価額で繰上償還することができる。ただし、当社が当該追加額の支払義務を負うこととなる最初の日の 90 日前の日より前にかかる繰上償還の通知をしてはならない。

上記にかかわらず、かかる通知がなされた時点において、残存本社債の額面金額合計額が発行時の本社債の額面総額の 10%以上である場合、各本新株予約権付社債権者は、当社に対して当該償還日の 20 日前までに通知することにより、当該本新株予約権付社債権者の保有する本社債については繰上償還を受けないことを選択する権利を有する。この場合、当社は当該償還日後の当該本社債に関する支払につき下記(12)(イ)記載の追加額の支払義務を負わず、当該償還日後の当該本社債に関する支払は下記(12)(イ)記載の公租公課を源泉徴収又は控除した上でなされる。

(ハ) 組織再編等による繰上償還

組織再編等(以下に定義する。)が生じたが、(a) 上記 6 (8) (イ) 記載の措置を講ずることができない場合、又は(b) 承継会社等が、当該組織再編等の効力発生日において、理由の如何を問わず、日本国内の証券取引所における上場会社であることを当社は予想していない旨の証明書を当社が受託会社に対して交付した場合、当社は、本新株予約権付社債権者に対して、東京における 14 営業日以上前に通知(かかる通知は取り消すことができない。)した上で、当該通知において指定した償還日(かかる償還日は、原則として、当該組織再編等の効力発生日までの日とする。)に、残存本社債の全部(一部は不可)を、以下に述べる償還金額で繰上償還するものとする。

上記償還に適用される償還金額は、上記 6 (4) (ロ) 記載の転換価額の決定時点における金利、当社普通株式の株価及びボラティリティ並びにその他の市場動向を勘案した当該償還時点における本新株予約権付社債の価値を反映する金額となるように、償還日及び本新株予約権付社債のパーティに応じて、一定の方式に従って算出されるものとする。かかる方式に従って算出される償還金額の最低額は償還日における繰上償還価額とし、最高額は本社債の額面金額の 200%とする(ただし、償還日が 2029 年 2 月 1 日から 2029 年 2 月 13 日までの間と

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず、投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。
また、本報道発表文は、米国における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて証券の登録を行う又は登録の免除を受ける場合を除き、米国における証券の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には、英文目論見書は、当該証券の発行会社又は売出人より入手することができます。当該目論見書には、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに発行会社の財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われず、同社債の登録も行われません。

なる場合、償還金額は償還日における繰上償還価額とする。)。かかる方式の詳細は、当社の代表取締役社長が、当社取締役会の授権に基づき、上記6(4)(ロ)記載の転換価額の決定と同時に決定する。

「組織再編等」とは、(i)当社と他の会社の合併(新設合併及び吸収合併を含むが、当社が存続会社である場合を除く。以下同じ。)、(ii)資産譲渡(当社の資産の全部若しくは実質上全部の他の会社への売却若しくは移転で、その条件に従って本新株予約権付社債に基づく当社の義務が相手先に移転若しくは承継される場合に限る。)、(iii)会社分割(新設分割及び吸収分割を含むが、本新株予約権付社債に基づく当社の義務が分割先の会社に移転若しくは承継される場合に限る。)、(iv)株式交換若しくは株式移転(当社が他の会社の完全子会社となる場合に限る。以下同じ。)又は(v)その他の日本法上の会社再編手続で、これにより本社債及び/又は本新株予約権に基づく当社の義務が他の会社に移転若しくは承継されるものについて、当社の株主総会による承認の決議(当該決議が不要な場合は、取締役会の決議)がなされた場合を意味するものとする。

(二) 上場廃止等による繰上償還

(i) 金融商品取引法に従って、当社以外の者(以下「公開買付者」という。)により当社普通株式の公開買付けが行われ、(ii)当社が、金融商品取引法に従って、当該公開買付けに賛同する意見を表明し、(iii)当社又は公開買付者が、当該公開買付けによる当社普通株式の取得の結果当社普通株式の上場が廃止される可能性があることを公開買付届出書又はその訂正届出書その他(以下「公開買付届出書等」という。)で公表又は容認し(ただし、当社又は公開買付者が、当該取得後も当社が日本国内の証券取引所における上場会社であり続けるよう最善の努力をする旨を公表した場合を除く。)、かつ、(iv)公開買付者が当該公開買付けにより当社普通株式を取得した場合、当社は、実務上可能な限り速やかに(ただし、当該公開買付けによる当社普通株式の取得日から14日以内に)本新株予約権付社債権者に対して通知(かかる通知は取り消すことができない。)した上で、当該通知において指定した償還日(かかる償還日は、当該通知の日から東京における14営業日目以降30営業日目までのいずれかの日とする。)に、残存本社債の全部(一部は不可)を、上記(ハ)記載の償還の場合に準ずる方式によって算出される償還金額(その最低額は償還日における繰上償還価額とし、最高額は本社債の額面金額の200%とする。ただし、償還日が2029年2月1日から2029年2月13日までの間となる場合、償還金額は償還日における繰上償還価額とする。)で繰上償還するものとする。

上記にかかわらず、当社又は公開買付者が、当該公開買付けによる当社普通株式の取得日の後に組織再編等を行う予定である旨又はスクイーズアウト事由(下記(ホ)に定義する。)を生じさせる予定である旨を公開買付届出書等で公表した場合、本(二)記載の当社の償還義務は適用されない。ただし、かかる組織再編等又はスクイーズアウト事由が当該取得日から60日以内に生じなかった場合、当社は、実務上可能な限り速やかに(ただし、当該60日間の最

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず、投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。
また、本報道発表文は、米国における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて証券の登録を行う又は登録の免除を受ける場合を除き、米国における証券の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には、英文目論見書は、当該証券の発行会社又は売出人より入手することができます。当該目論見書には、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに発行会社の財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われず、同社債の登録も行われません。

終日から 14 日以内に)本新株予約権付社債権者に対して通知(かかる通知は取り消すことができない。)した上で、当該通知において指定した償還日(かかる償還日は、当該通知の日から東京における 14 営業日目以降 30 営業日目までのいずれかの日とする。)に、残存本社債の全部(一部は不可)を、上記償還金額で繰上償還するものとする。

(ホ)スクイーズアウトによる繰上償還

(i)当社普通株式を全部取得条項付種類株式にする定款の変更の後、当社普通株式の全てを対価をもって取得する旨の当社の株主総会の決議がなされた場合、(ii)当社の特別支配株主による当社の他の株主に対する株式売渡請求を承認する旨の当社の取締役会の決議がなされた場合、又は(iii)上場廃止を伴う当社普通株式の併合を承認する旨の当社の株主総会の決議がなされた場合(以下「スクイーズアウト事由」という。)、当社は、本新株予約権付社債権者に対して、実務上可能な限り速やかに(ただし、当該スクイーズアウト事由の発生日から 14 日以内に)通知(かかる通知は取り消すことができない。)した上で、当該通知において指定した償還日(かかる償還日は、当該スクイーズアウト事由に係る効力発生日より前で、当該通知の日から東京における 14 営業日目以降 30 営業日目までのいずれかの日とする。ただし、当該効力発生日が当該通知の日から東京における 14 営業日目の日よりも前の日となる場合には、かかる償還日は当該効力発生日よりも前の日に繰り上げられる。)に、残存本社債の全部(一部は不可)を、上記(ハ)記載の償還の場合に準ずる方式によって算出される償還金額(その最低額は償還日における繰上償還価額とし、最高額は本社債の額面金額の 200%とする。ただし、償還日が 2029 年 2 月 1 日から 2029 年 2 月 13 日までの間となる場合、償還金額は償還日における繰上償還価額とする。)で繰上償還するものとする。

(ヘ)当社が上記(イ)乃至(ホ)のいずれかに基づく繰上償還の通知を行った場合、以後他の事由に基づく繰上償還の通知を行うことはできない(ただし、上記(ロ)において繰上償還を受けないことが選択された本社債を除く。)

また、当社が上記(ハ)若しくは(ホ)に基づき繰上償還の通知を行う義務が発生した場合又は上記(ニ)(i)乃至(iv)に規定される事由が発生した場合には、以後上記(イ)及び(ロ)に基づく繰上償還の通知を行うことはできない。

また、当社が上記(ニ)記載の償還義務及び上記(ハ)又は(ホ)記載の償還義務の両方を負うこととなる場合、上記(ハ)又は(ホ)の手続が適用されるものとする。

(5)買入消却

当社は、公開市場を通じ又はその他の方法により随時本新株予約権付社債を買い入れ、これを保有若しくは転売し、又は当該本新株予約権付社債に係る本社債を消却することができる。また、当社の子会社は、公開市場を通じ又はその他の方法により随時本新株予約権付社債を買い入れ、これを保有若しくは転売し、又は当該本新株予約権付社債に係る本社債の消却のため当社に交付することができる。

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず、投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて証券の登録を行う又は登録の免除を受ける場合を除き、米国における証券の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には、英文目論見書は、当該証券の発行会社又は売出人より入手することができます。当該目論見書には、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに発行会社の財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われず、同社債の登録も行われません。

(6) 期限の利益の喪失

信託証書又は本社債の規定の不履行又は不遵守その他本新株予約権付社債の要項に定める一定の事由が生じた場合、受託会社が本新株予約権付社債の要項に定めるところにより当社に対し本社債の期限の利益喪失の通知を行ったときには、当社は、本社債につき期限の利益を失い、残存本社債の全部を繰上償還価額に経過利息(もしあれば)を付して直ちに償還しなければならない。

(7) 本新株予約権付社債の券面

本新株予約権付社債については、記名式の新株予約権付社債券(以下「本新株予約権付社債券」という。)を発行するものとする。

(8) 無記名式新株予約権付社債券への転換請求の制限

本新株予約権付社債券を無記名式とすることを請求することはできない。

(9) 本新株予約権付社債に係る支払・新株予約権行使請求受付代理人

MUFG Bank, Ltd., London Branch (主支払・新株予約権行使請求受付代理人)

(10) 本新株予約権付社債に係る名簿管理人

U. S. Bank National Association

(11) 社債の担保又は保証

本社債は、担保又は保証を付さないで発行される。

(12) 財務上の特約

(イ) 追加支払

本社債に関する支払につき現在又は将来の日本国又はその他の日本の課税権者により課される公租公課を源泉徴収又は控除することが法律上必要な場合、当社は、一定の場合を除き、本新株予約権付社債権者に対し、当該源泉徴収又は控除後の支払額が当該源泉徴収又は控除がなければ支払われたであろう額に等しくなるために必要な追加額を支払う。

(ロ) 担保設定制限

本新株予約権付社債が残存する限り、当社又は当社の主要子会社(本新株予約権付社債の要項に定義される。)は、(A)外債(以下に定義する。)に関する支払、(B)外債に関する保証に基づく支払又は(C)外債に関する補償その他これに類する債務に基づく支払を担保することを目的として、当該外債の保有者のために、当社又は当社の主要子会社の現在又は将来の財産又は資産の全部又は一部にいかなる抵当権、質権その他の担保権も設定せず、かつこれを存続させないものとする。ただし、あらかじめ又は同時に(a)かかる外債、保証若しくは補償その他これに類する債務に付された担保と同じ担保を、受託会社の満足する形若しくは本新株予約権付社債の社債権者集会の特別決議(本新株予約権付社債の要項に定義される。)により承認された形で、本新株予約権付社債にも付す場合又は(b)その他の担保若しくは保証を、受託会社が完全な裁量の下に本新株予約権付社債権者にとって著しく不利益でない

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず、投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。

また、本報道発表文は、米国における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて証券の登録を行う又は登録の免除を受ける場合を除き、米国における証券の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には、英文目論見書は、当該証券の発行会社又は売出人より入手することができます。当該目論見書には、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに発行会社の財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われず、同社債の登録も行われません。

判断する形若しくは本新株予約権付社債の社債権者集会の特別決議により承認された形で、本新株予約権付社債にも付す場合は、この限りでない。

本項において、「外債」とは、社債、ディベンチャー、ノートその他これに類する期間1年超の証券のうち、(i)外貨払の証券若しくは外貨により支払を受ける権利を付与されている証券又は円貨建でその額面総額の過半が当社若しくは当社の主要子会社により若しくは当社若しくは当社の主要子会社の承認を得て当初日本国外で募集される証券であつて、かつ(ii)日本国外の証券取引所、店頭市場若しくはこれに類するその他の市場で、相場が形成され、上場され若しくは通常取引されるもの又はそれを予定されているものをいう。

(13) 取得格付

本新株予約権付社債に関して、格付を取得する予定はない。

(14) 新株予約権付社債に係る社債管理者

本新株予約権付社債に係る社債管理者は定めないものとする。

8. 上場取引所

本新株予約権付社債をシンガポール証券取引所に上場する。

9. その他

当社普通株式に関する安定操作取引は行わない。

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず、投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。

また、本報道発表文は、米国における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて証券の登録を行う又は登録の免除を受ける場合を除き、米国における証券の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には、英文目論見書は、当該証券の発行会社又は売出人より入手することができます。当該目論見書には、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに発行会社の財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われず、同社債の登録も行われません。

II. 2031年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債

1. 社債の名称

日本製鉄株式会社 2031年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債(以下II.において「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」という。)

2. 社債の払込金額

本社債の額面金額の100.0%(各本社債の額面金額 1,000万円)

3. 新株予約権と引換えに払い込む金銭

本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする。

4. 社債の払込期日及び発行日

2026年3月12日(ロンドン時間、以下別段の表示のない限り同じ。)

5. 募集に関する事項

(1) 募集方法

Nomura International plc、Goldman Sachs International 及び Merrill Lynch International をアクティブ・ブックランナー兼共同主幹事引受会社、SMBC Bank International plc、Morgan Stanley & Co. International plc 及び Mizuho International plc をパッシブ・ブックランナー兼共同主幹事引受会社とする幹事引受会社(以下「幹事引受会社」という。)の総額個別買取引受けによる欧州及びアジアを中心とする海外市場(ただし、米国を除く。)における募集。ただし、買付けの申込みは引受契約書の締結日の翌日午前8時(日本時間)までに行われるものとする。

(2) 本新株予約権付社債の募集価格(発行価格)

本社債の額面金額の102.5%

6. 新株予約権に関する事項

(1) 新株予約権の目的である株式の種類、内容及び数

本新株予約権の目的である株式の種類及び内容は当社普通株式(単元株式数100株)とし、その行使により当社が当社普通株式を交付する数は、行使請求に係る本社債の額面金額の総額を下記(4)記載の転換価額で除した数とする。ただし、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。また、本新株予約権の行使により単元未満株式が発生する場合は、当該単元未満株式は単元株式を構成する株式と同様の方法で本新株予約権付社債の保有者(以下「本新株予約権付社債権者」という。)に交付され、当社は当該単元未満株式に関して現金による精算を行わない。

(2) 発行する新株予約権の総数

27,500個

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず、投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。

また、本報道発表文は、米国における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて証券の登録を行う又は登録の免除を受ける場合を除き、米国における証券の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には、英文目論見書は、当該証券の発行会社又は売出人より入手することができます。当該目論見書には、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに発行会社の財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われず、同社債の登録も行われません。

(3)新株予約権の割当日

2026年3月12日

(4)新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額

(イ)各本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その額面金額と同額とする。

(ロ)転換価額は、当初、当社の代表取締役社長が、当社取締役会の授権に基づき、投資家の需要状況及びその他の市場動向を勘案して決定する。ただし、当初転換価額は、本新株予約権付社債に関して当社と上記5(1)記載の幹事引受会社との間で締結される引受契約書の締結直前の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値(下記7(4)(イ)に定義する。)に1.0を乗じた額を下回ってはならない。

(ハ)転換価額は、本新株予約権付社債の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る払込金額で当社普通株式を発行し又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合、下記の算式により調整される。なお、下記の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式(当社が保有するものを除く。)の総数をいう。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{発行又は処分株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{発行又は処分株式数}}$$

また、転換価額は、当社普通株式の分割又は併合、一定の剰余金の配当、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されるものを含む。)の発行が行われる場合その他一定の事由が生じた場合にも適宜調整される。

(5)新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。

(6)新株予約権を行使することができる期間

2026年3月26日から2031年1月31日まで(新株予約権の行使のために本社債が預託された場所における現地時間)とする。ただし、①下記7(4)(イ)乃至(へ)記載の当社による繰上償還の場合は、償還日の東京における3営業日前の日まで(ただし、下記7(4)(ハ)において繰上償還を受けないことが選択された本社債に係る本新株予約権を除く。)、②下記7(4)(ト)記載の

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず、投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。
また、本報道発表文は、米国における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて証券の登録を行う又は登録の免除を受ける場合を除き、米国における証券の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には、英文目論見書は、当該証券の発行会社又は売出人より入手することができます。当該目論見書には、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに発行会社の財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われず、同社債の登録も行われません。

本新株予約権付社債権者の選択による繰上償還がなされる場合は、償還通知書が下記7(9)記載の支払・新株予約権行使請求受付代理人に預託された時まで、③下記7(5)記載の本社債の買入消却がなされる場合は、本社債が消却される時まで、また④下記7(6)記載の本社債の期限の利益の喪失の場合は、期限の利益の喪失時までとする。上記いずれの場合も、2031年1月31日(新株予約権の行使のために本社債が預託された場所における現地時間)より後に本新株予約権を行使することはできない。

上記にかかわらず、当社の組織再編等(下記7(4)(二)に定義する。)を行うために必要であると当社が合理的に判断した場合、組織再編等の効力発生日の翌日から起算して14日以内に終了する当社が指定する期間(当該期間は30日以内とする。)中、本新株予約権を行使することはできない。

また、本新株予約権の行使の効力が発生する日本における暦日(又は当該暦日が東京における営業日でない場合、その東京における翌営業日)が、当社の定める基準日又は社債、株式等の振替に関する法律第151条第1項に関連して株主を確定するために定められたその他の日(以下、当社の定める基準日と併せて「株主確定日」と総称する。)の東京における2営業日前の日(又は当該株主確定日が東京における営業日でない場合、その東京における3営業日前の日)(同日を含む。)から当該株主確定日(又は当該株主確定日が東京における営業日でない場合、その東京における翌営業日)(同日を含む。)までの期間に当たる場合、本新株予約権を行使することはできない。ただし、社債、株式等の振替に関する法律に基づく振替制度を通じた新株予約権の行使に係る株式の交付に関する日本法、規制又は慣行が変更された場合、当社は、本段落による本新株予約権を行使することができる期間の制限を、当該変更を反映するために修正することができる。

(7) その他の新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできない。

(8) 当社が組織再編等を行う場合の承継会社等による新株予約権の交付

(イ)組織再編等が生じた場合、当社は、承継会社等(以下に定義する。)をして、本新株予約権付社債の要項に従って、本新株予約権付社債の主債務者としての地位を承継させ、かつ、本新株予約権に代わる新たな新株予約権を交付させるよう最善の努力をするものとする。ただし、かかる承継及び交付については、(i)その時点で適用のある法律上実行可能であり、(ii)そのための仕組みが既に構築されているか又は構築可能であり、かつ、(iii)当社又は承継会社等が、当該組織再編等の全体から見て不合理な(当社がこれを判断する。)費用(租税を含む。)を負担せずに、それを実行することが可能であることを前提条件とする。かかる場合、当社は、また、承継会社等が当該組織再編等の効力発生日において日本国内の証券取引所における上場会社であるよう最善の努力をするものとする。本(イ)に記載の当社の努力義務は、当社が本新株予約権付社債の受託会社(以下「受託会社」という。)に対して下記7(4)(二)(b)

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず、投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。

また、本報道発表文は、米国における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて証券の登録を行う又は登録の免除を受ける場合を除き、米国における証券の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には、英文目論見書は、当該証券の発行会社又は売出人より入手することができます。当該目論見書には、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに発行会社の財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われず、同社債の登録も行われません。

記載の証明書を交付する場合、適用されない。

「承継会社等」とは、組織再編等における相手方であって、本新株予約権付社債及び/又は本新株予約権に係る当社の義務を引き受ける会社をいう。

(ロ) 上記(イ)の定めに従って交付される承継会社等の新株予約権の内容は下記のとおりとする。

① 新株予約権の数

当該組織再編等の効力発生日の直前において残存する本新株予約権付社債に係る本新株予約権の数と同一の数とする。

② 新株予約権の目的である株式の種類

承継会社等の普通株式とする。

③ 新株予約権の目的である株式の数

承継会社等の新株予約権の行使により交付される承継会社等の普通株式の数は、承継会社等が当該組織再編等の条件等を勘案の上、本新株予約権付社債の要項を参照して決定するほか、下記(i)又は(ii)に従う。なお、転換価額は上記(4)(ハ)と同様の調整に服する。

(i) 一定の合併、株式交換又は株式移転の場合、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使したとした場合に得られる数の当社普通株式の保有者が当該組織再編等において受領できる承継会社等の普通株式の数を受領できるように、転換価額を定める。当該組織再編等に際して承継会社等の普通株式以外の証券又はその他の財産が交付される場合は、当該証券又は財産の価値を承継会社等の普通株式の時価で除して得られる数に等しい承継会社等の普通株式の数を併せて受領させる。

(ii) 上記以外の組織再編等の場合、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に本新株予約権付社債権者が得られるのと同等の経済的利益を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定める。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額

承継会社等の新株予約権の行使に際しては、承継された本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、承継された本社債の額面金額と同額とする。

⑤ 新株予約権を行使することができる期間

当該組織再編等の効力発生日(場合によりその14日後以内の日)から、上記(6)に定める本新株予約権の行使期間の満了日までとする。

⑥ その他の新株予約権の行使の条件

承継会社等の各新株予約権の一部行使はできないものとする。

⑦ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず、投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。

また、本報道発表文は、米国における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて証券の登録を行う又は登録の免除を受ける場合を除き、米国における証券の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には、英文目論見書は、当該証券の発行会社又は売出人より入手することができます。当該目論見書には、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに発行会社の財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われず、同社債の登録も行われません。

は、会社計算規則第 17 条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に 0.5 を乗じた金額とし、計算の結果 1 円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。

⑧ 組織再編等が生じた場合

承継会社等について組織再編等が生じた場合にも、本新株予約権付社債と同様の取り扱いを行う。

⑨ その他

承継会社等の新株予約権の行使により生じる 1 株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。承継会社等の新株予約権は承継された本社債と分離して譲渡できない。

(ハ) 当社は、上記(イ)の定めに従い本社債及び本新株予約権付社債に係る信託証書(以下「信託証書」という。)に基づく当社の義務を承継会社等に引き受け又は承継させる場合、本新株予約権付社債の要項に定める一定の場合には保証を付すほか、本新株予約権付社債の要項に従う。

(9) 新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする理由

本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできず、かつ本新株予約権の行使に際して当該本新株予約権に係る本社債が出資され、本社債と本新株予約権が相互に密接に関係することを考慮し、また、本新株予約権の価値と本社債の利率、払込金額等のその他の発行条件により当社が得られる経済的価値とを勘案して、本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする。

7. 社債に関する事項

(1) 社債の総額

2,750 億円

(2) 社債の利率

本社債には利息は付さない。

(3) 満期償還

2031 年 2 月 14 日(償還期限)に償還する。本社債の償還期限における償還金額は、当社の代表取締役社長が、当社取締役会の授権に基づき、上記 6 (4) (ロ) 記載の転換価額の決定と同時に決定する。ただし、当該償還金額は本社債の額面金額の 100.0% を下回ってはならない。

(4) 本社債の繰上償還

(イ) 130%コールオプション条項による繰上償還

株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(以下「終値」という。)が、30 連続取引日(以下に定義する。)のうち 20 取引日において繰上償還価額(以下に定義する。)を当該取引日に適用のある転換比率(1,000 万円を転換価額で除して算出する。)で除した金額の 130%以上であった場合、当社は、その選択により、当該 30 連続取引日の末日から

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず、投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて証券の登録を行う又は登録の免除を受ける場合を除き、米国における証券の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には、英文目論見書は、当該証券の発行会社又は売出人より入手することができます。当該目論見書には、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに発行会社の財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われず、同社債の登録も行われません。

30日以内に、本新株予約権付社債権者に対して、30日以上60日以内の事前の通知(かかる通知は取り消すことができない。)をした上で、2029年6月13日以降、償還日として定めた日に、残存する本社債(以下「残存本社債」という。)の全部(一部は不可)を繰上償還価額で繰上償還することができる。

「取引日」とは、株式会社東京証券取引所における取引日をいい、終値が発表されない日を含まない。

「繰上償還価額」は、本新株予約権付社債の要項に定める方法により計算される各本社債の額面金額1,000万円につき一定の年率で半々年ごとの複利計算をして得られる金額とする。当該年率は、当社の代表取締役社長が、当社取締役会の授権に基づき、投資家の需要状況及びその他の市場動向を勘案して上記6(4)(ロ)記載の転換価額の決定と同時に決定する。

(ロ)クリーンアップ条項による繰上償還

本(ロ)の繰上償還の通知を行う前のいずれかの時点において、残存本社債の額面金額合計額が発行時の本社債の額面総額の10%を下回った場合、当社は、その選択により、本新株予約権付社債権者に対して、30日以上60日以内の事前の通知(かかる通知は取り消すことができない。)をした上で、残存本社債の全部(一部は不可)を繰上償還価額で繰上償還することができる。

(ハ)税制変更による繰上償還

日本国の税制の変更等により、当社が下記(12)(イ)記載の追加額の支払義務を負う旨及び当社が合理的な措置を講じてもかかる追加額の支払義務を回避することができない旨を受託会社に了解させた場合、当社はその選択により、いつでも、本新株予約権付社債権者に対して、30日以上60日以内の事前の通知(かかる通知は取り消すことができない。)をした上で、残存本社債の全部(一部は不可)を繰上償還価額で繰上償還することができる。ただし、当社が当該追加額の支払義務を負うこととなる最初の日の90日前の日より前にかかる繰上償還の通知をしてはならない。

上記にかかわらず、かかる通知がなされた時点において、残存本社債の額面金額合計額が発行時の本社債の額面総額の10%以上である場合、各本新株予約権付社債権者は、当社に対して当該償還日の20日前までに通知することにより、当該本新株予約権付社債権者の保有する本社債については繰上償還を受けないことを選択する権利を有する。この場合、当社は当該償還日後の当該本社債に関する支払につき下記(12)(イ)記載の追加額の支払義務を負わず、当該償還日後の当該本社債に関する支払は下記(12)(イ)記載の公租公課を源泉徴収又は控除した上でなされる。

(ニ)組織再編等による繰上償還

組織再編等(以下に定義する。)が生じたが、(a)上記6(8)(イ)記載の措置を講ずることができない場合、又は(b)承継会社等が、当該組織再編等の効力発生日において、理由の如何を

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず、投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて証券の登録を行う又は登録の免除を受ける場合を除き、米国における証券の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には、英文目論見書は、当該証券の発行会社又は売出人より入手することができます。当該目論見書には、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに発行会社の財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われず、同社債の登録も行われません。

問わず、日本国内の証券取引所における上場会社であることを当社は予想していない旨の証明書が当社が受託会社に対して交付した場合、当社は、本新株予約権付社債権者に対して、東京における14営業日以上前に通知(かかる通知は取り消すことができない。)した上で、当該通知において指定した償還日(かかる償還日は、原則として、当該組織再編等の効力発生日までの日とする。)に、残存本社債の全部(一部は不可)を、以下に述べる償還金額で繰上償還するものとする。

上記償還に適用される償還金額は、上記6(4)(ロ)記載の転換価額の決定時点における金利、当社普通株式の株価及びボラティリティ並びにその他の市場動向を勘案した当該償還時点における本新株予約権付社債の価値を反映する金額となるように、償還日及び本新株予約権付社債のパーティに応じて、一定の方式に従って算出されるものとする。かかる方式に従って算出される償還金額の最低額は償還日における繰上償還価額とし、最高額は本社債の額面金額の200%とする(ただし、償還日が2031年2月1日から2031年2月13日までの間となる場合、償還金額は償還日における繰上償還価額とする。)。かかる方式の詳細は、当社の代表取締役社長が、当社取締役会の授権に基づき、上記6(4)(ロ)記載の転換価額の決定と同時に決定する。

「組織再編等」とは、(i)当社と他の会社の合併(新設合併及び吸収合併を含むが、当社が存続会社である場合を除く。以下同じ。)、(ii)資産譲渡(当社の資産の全部若しくは実質上全部の他の会社への売却若しくは移転で、その条件に従って本新株予約権付社債に基づく当社の義務が相手先に移転若しくは承継される場合に限る。)、(iii)会社分割(新設分割及び吸収分割を含むが、本新株予約権付社債に基づく当社の義務が分割先の会社に移転若しくは承継される場合に限る。)、(iv)株式交換若しくは株式移転(当社が他の会社の完全子会社となる場合に限る。以下同じ。)又は(v)その他の日本法上の会社再編手続で、これにより本社債及び/又は本新株予約権に基づく当社の義務が他の会社に移転若しくは承継されるものについて、当社の株主総会による承認の決議(当該決議が不要な場合は、取締役会の決議)がなされた場合を意味するものとする。

(ホ) 上場廃止等による繰上償還

(i)金融商品取引法に従って、当社以外の者(以下「公開買付者」という。)により当社普通株式の公開買付けが行われ、(ii)当社が、金融商品取引法に従って、当該公開買付けに賛同する意見を表明し、(iii)当社又は公開買付者が、当該公開買付けによる当社普通株式の取得の結果当社普通株式の上場が廃止される可能性があることを公開買付届出書又はその訂正届出書その他(以下「公開買付届出書等」という。)で公表又は容認し(ただし、当社又は公開買付者が、当該取得後も当社が日本国内の証券取引所における上場会社であり続けるよう最善の努力をする旨を公表した場合を除く。)、かつ、(iv)公開買付者が当該公開買付けにより当社普通株式を取得した場合、当社は、実務上可能な限り速やかに(ただし、当該公開買付け

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず、投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。
また、本報道発表文は、米国における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて証券の登録を行う又は登録の免除を受ける場合を除き、米国における証券の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には、英文目論見書は、当該証券の発行会社又は売出人より入手することができます。当該目論見書には、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに発行会社の財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われず、同社債の登録も行われません。

による当社普通株式の取得日から 14 日以内に)本新株予約権付社債権者に対して通知(かかる通知は取り消すことができない。)した上で、当該通知において指定した償還日(かかる償還日は、当該通知の日から東京における 14 営業日目以降 30 営業日目までのいずれかの日とする。)に、残存本社債の全部(一部は不可)を、上記(ニ)記載の償還の場合に準ずる方式によって算出される償還金額(その最低額は償還日における繰上償還価額とし、最高額は本社債の額面金額の 200%とする。ただし、償還日が 2031 年 2 月 1 日から 2031 年 2 月 13 日までの間となる場合、償還金額は償還日における繰上償還価額とする。)で繰上償還するものとする。

上記にかかわらず、当社又は公開買付者が、当該公開買付けによる当社普通株式の取得日の後に組織再編等を行う予定である旨又はスクイーズアウト事由(下記(へ)に定義する。)を生じさせる予定である旨を公開買付届出書等で公表した場合、本(ホ)記載の当社の償還義務は適用されない。ただし、かかる組織再編等又はスクイーズアウト事由が当該取得日から 60 日以内に生じなかった場合、当社は、実務上可能な限り速やかに(ただし、当該 60 日間の最終日から 14 日以内に)本新株予約権付社債権者に対して通知(かかる通知は取り消すことができない。)した上で、当該通知において指定した償還日(かかる償還日は、当該通知の日から東京における 14 営業日目以降 30 営業日目までのいずれかの日とする。)に、残存本社債の全部(一部は不可)を、上記償還金額で繰上償還するものとする。

(へ)スクイーズアウトによる繰上償還

(i)当社普通株式を全部取得条項付種類株式にする定款の変更の後、当社普通株式の全てを対価をもって取得する旨の当社の株主総会の決議がなされた場合、(ii)当社の特別支配株主による当社の他の株主に対する株式売渡請求を承認する旨の当社の取締役会の決議がなされた場合、又は(iii)上場廃止を伴う当社普通株式の併合を承認する旨の当社の株主総会の決議がなされた場合(以下「スクイーズアウト事由」という。)、当社は、本新株予約権付社債権者に対して、実務上可能な限り速やかに(ただし、当該スクイーズアウト事由の発生日から 14 日以内に)通知(かかる通知は取り消すことができない。)した上で、当該通知において指定した償還日(かかる償還日は、当該スクイーズアウト事由に係る効力発生日より前で、当該通知の日から東京における 14 営業日目以降 30 営業日目までのいずれかの日とする。ただし、当該効力発生日が当該通知の日から東京における 14 営業日目の日よりも前の日となる場合には、かかる償還日は当該効力発生日よりも前の日に繰り上げられる。)に、残存本社債の全部(一部は不可)を、上記(ニ)記載の償還の場合に準ずる方式によって算出される償還金額(その最低額は償還日における繰上償還価額とし、最高額は本社債の額面金額の 200%とする。ただし、償還日が 2031 年 2 月 1 日から 2031 年 2 月 13 日までの間となる場合、償還金額は償還日における繰上償還価額とする。)で繰上償還するものとする。

(ト)本新株予約権付社債権者の選択による繰上償還

本新株予約権付社債権者は、2028 年 9 月 14 日(以下「本新株予約権付社債権者の選択によ

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず、投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。

また、本報道発表文は、米国における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて証券の登録を行う又は登録の免除を受ける場合を除き、米国における証券の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には、英文目論見書は、当該証券の発行会社又は売出人より入手することができます。当該目論見書には、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに発行会社の財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われず、同社債の登録も行われません。

る繰上償還日」という。)に、その保有する本社債を繰上償還することを当社に対して請求する権利を有する。この請求権を行使するために、本新株予約権付社債権者は、本新株予約権付社債権者の選択による繰上償還日に先立つ 30 日以上 60 日以内の期間中に本新株予約権付社債の要項に定める手続に従い、その費用を負担した上で、償還通知書を下記 7 (9)記載の支払・新株予約権行使請求受付代理人に預託することを要する(かかる本新株予約権付社債権者による請求は、当社の合意なくして取り下げることができない。)

本新株予約権付社債権者の選択による繰上償還日における償還金額は、当社の代表取締役社長が、当社取締役会の授権に基づき、上記 6 (4) (ロ)記載の転換価額の決定と同時に決定する。ただし、当該償還金額は本社債の額面金額の 100.0%を下回ってはならない。

(チ)当社が上記(イ)乃至(ハ)のいずれかに基づく繰上償還の通知を行った場合、以後他の事由に基づく繰上償還の通知を行うことはできない(ただし、上記(ハ)において繰上償還を受けないことが選択された本社債を除く。)

また、当社が上記(ニ)若しくは(ヘ)に基づき繰上償還の通知を行う義務が発生した場合又は上記(ホ)(i)乃至(iv)に規定される事由が発生した場合には、以後上記(イ)乃至(ハ)に基づく繰上償還の通知を行うことはできない。

また、当社が上記(ホ)記載の償還義務及び上記(ニ)又は(ヘ)記載の償還義務の両方を負うこととなる場合、上記(ニ)又は(ヘ)の手続が適用されるものとする。

また、当社が上記(イ)乃至(ヘ)のいずれかに基づく繰上償還の通知を行った場合には、本新株予約権付社債権者の選択による繰上償還日前に当該通知が行われている限り、当該通知と上記(ト)に基づく通知の先後関係にかかわらず、上記(ト)に優先して上記(イ)乃至(ヘ)に基づく繰上償還の規定が適用される。

(5) 買入消却

当社は、公開市場を通じ又はその他の方法により随時本新株予約権付社債を買い入れ、これを保有若しくは転売し、又は当該本新株予約権付社債に係る本社債を消却することができる。また、当社の子会社は、公開市場を通じ又はその他の方法により随時本新株予約権付社債を買い入れ、これを保有若しくは転売し、又は当該本新株予約権付社債に係る本社債の消却のため当社に交付することができる。

(6) 期限の利益の喪失

信託証書又は本社債の規定の不履行又は不遵守その他本新株予約権付社債の要項に定める一定の事由が生じた場合、受託会社が本新株予約権付社債の要項に定めるところにより当社に対し本社債の期限の利益喪失の通知を行ったときには、当社は、本社債につき期限の利益を失い、残存本社債の全部を繰上償還価額に経過利息(もしあれば)を付して直ちに償還しなければならない。

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず、投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。
また、本報道発表文は、米国における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて証券の登録を行う又は登録の免除を受ける場合を除き、米国における証券の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には、英文目論見書は、当該証券の発行会社又は売出人より入手することができます。当該目論見書には、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに発行会社の財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われず、同社債の登録も行われません。

(7) 本新株予約権付社債の券面

本新株予約権付社債については、記名式の新株予約権付社債券(以下「本新株予約権付社債券」という。)を発行するものとする。

(8) 無記名式新株予約権付社債券への転換請求の制限

本新株予約権付社債券を無記名式とすることを請求することはできない。

(9) 本新株予約権付社債に係る支払・新株予約権行使請求受付代理人

MUFG Bank, Ltd., London Branch (主支払・新株予約権行使請求受付代理人)

(10) 本新株予約権付社債に係る名簿管理人

U. S. Bank National Association

(11) 社債の担保又は保証

本社債は、担保又は保証を付さないで発行される。

(12) 財務上の特約

(イ) 追加支払

本社債に関する支払につき現在又は将来の日本国又はその他の日本の課税権者により課される公租公課を源泉徴収又は控除することが法律上必要な場合、当社は、一定の場合を除き、本新株予約権付社債権者に対し、当該源泉徴収又は控除後の支払額が当該源泉徴収又は控除がなければ支払われたであろう額に等しくなるために必要な追加額を支払う。

(ロ) 担保設定制限

本新株予約権付社債が残存する限り、当社又は当社の主要子会社(本新株予約権付社債の要項に定義される。)は、(A)外債(以下に定義する。)に関する支払、(B)外債に関する保証に基づく支払又は(C)外債に関する補償その他これに類する債務に基づく支払を担保することを目的として、当該外債の保有者のために、当社又は当社の主要子会社の現在又は将来の財産又は資産の全部又は一部にいかなる抵当権、質権その他の担保権も設定せず、かつこれを存続させないものとする。ただし、あらかじめ又は同時に(a)かかる外債、保証若しくは補償その他これに類する債務に付された担保と同じ担保を、受託会社の満足する形若しくは本新株予約権付社債の社債権者集会の特別決議(本新株予約権付社債の要項に定義される。)により承認された形で、本新株予約権付社債にも付す場合又は(b)その他の担保若しくは保証を、受託会社が完全な裁量の下に本新株予約権付社債権者にとって著しく不利益でないと判断する形若しくは本新株予約権付社債の社債権者集会の特別決議により承認された形で、本新株予約権付社債にも付す場合は、この限りでない。

本項において、「外債」とは、社債、ディベンチャー、ノートその他これに類する期間1年超の証券のうち、(i)外貨払の証券若しくは外貨により支払を受ける権利を付与されている証券又は円貨建てその額面総額の過半が当社若しくは当社の主要子会社により若しくは当社若しくは当社の主要子会社の承認を得て当初日本国外で募集される証券であって、かつ

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず、投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。
また、本報道発表文は、米国における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて証券の登録を行う又は登録の免除を受ける場合を除き、米国における証券の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には、英文目論見書は、当該証券の発行会社又は売出人より入手することができます。当該目論見書には、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに発行会社の財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われず、同社債の登録も行われません。

(ii) 日本国外の証券取引所、店頭市場若しくはこれに類するその他の市場で、相場が形成され、上場され若しくは通常取引されるもの又はそれを予定されているものをいう。

(13) 取得格付

本新株予約権付社債に関して、格付を取得する予定はない。

(14) 新株予約権付社債に係る社債管理者

本新株予約権付社債に係る社債管理者は定めないものとする。

8. 上場取引所

本新株予約権付社債をシンガポール証券取引所に上場する。

9. その他

当社普通株式に関する安定操作取引は行わない。

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず、投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。

また、本報道発表文は、米国における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて証券の登録を行う又は登録の免除を受ける場合を除き、米国における証券の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には、英文目論見書は、当該証券の発行会社又は売出人より入手することができます。当該目論見書には、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに発行会社の財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われず、同社債の登録も行われません。

(ご参考)

1. 資金の使途

(1) 今回調達資金の使途

本新株予約権付社債の発行による手取り金約5,500億円については、2026年6月までを目途に、上記〔資金所要〕記載のUSスチール買収に係るブリッジローンの返済に全額を充当することを予定しております。また、当該ブリッジローンのパーマネント化のための資金調達は、2024年6月の劣後特約付シンジケートローン並びに公募劣後特約付社債による調達、2025年9月のコミット型劣後特約付タームローンによる調達に加え、本新株予約権付社債の発行及び今後の負債性資金による調達をもって完了する予定です。これにより、中長期に亘る持続的な成長戦略の実行を見据えた財務体質の強化を図ります。

(2) 前回調達資金の使途の変更

変更はありません。

(3) 業績に与える見通し

今期の業績予想に変更はありません。

2. 株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針

当社は、業績に応じた利益の配分を基本として、企業価値向上に向けた投資等に必要な資金所要、先行きの業績見通し、連結及び単独の財務体質等を勘案しつつ、第2四半期末及び期末の剰余金の配当を実施する方針としています。

「業績に応じた利益の配分」の指標としては、連結配当性向年間30%程度を目安とします。加えて、本中長期経営計画の5年間（2027年3月期～2031年3月期）においては、1株当たりの年間配当額の下限を24円とする方針とします。

なお、第2四半期末の剰余金の配当は、中間期業績及び年度業績見通し等を踏まえて判断することとしています。

期末の剰余金の配当については、従前どおり定時株主総会の決議によることとし、これ以外の剰余金の配当・処分等(第2四半期末の剰余金の配当を含む。)については、機動性を確保する観点等から、定款第33条の規定に基づき取締役会の決議によることとします。

(2) 配当決定にあたっての考え方

上記(1)に記載のとおりです。

(3) 内部留保資金の使途

上記(1)に記載のとおりです。

(4) 過去3決算期間の配当状況等

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず、投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて証券の登録を行う又は登録の免除を受ける場合を除き、米国における証券の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には、英文目論見書は、当該証券の発行会社又は売出人より入手することができます。当該目論見書には、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに発行会社の財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われず、同社債の登録も行われません。

	2023年3月期	2024年3月期	2025年3月期
基本的1株当たり当期利益	150.73円	119.31円	70.18円
1株当たり配当額 (内、1株当たり中間配当額)	180円 (90円)	160円 (75円)	160円 (80円)
実績連結配当性向	23.9%	26.8%	45.6%
親会社所有者帰属持分 当期利益率	18.1%	12.3%	6.9%
親会社所有者帰属持分配当率	4.3%	3.3%	3.1%

- (注) 1. 数値は、国際会計基準(IFRS)により作成された連結財務諸表に基づいています。
2. 基本的1株当たり当期利益は、期中平均株式数に基づいて計算しています。
3. 2025年10月1日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を実施しました。そのため、2023年3月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、基本的1株当たり当期利益を算定しております。なお、1株当たり配当額については、当該株式分割前の実際の配当金の額を記載しております。
4. 実績連結配当性向は、1株当たり配当額を基本的1株当たり当期利益で除した数値です。なお、算出にあたっては上記の注3に記載の株式分割を勘案して計算しております。
5. 親会社所有者帰属持分当期利益率は、親会社の所有者に帰属する当期利益を親会社の所有者に帰属する持分(期首と期末の平均)で除した数値です。
6. 親会社所有者帰属持分配当率は、1株当たり配当額を1株当たり親会社の所有者に帰属する持分(期首と期末の平均)で除した数値です。なお、算出にあたっては上記の注3に記載の株式分割を勘案して計算しております。

3. その他

(1)配分先の指定

該当事項はありません。

(2)潜在株式による希薄化情報等

転換価額が未定のため、算出しておりません。転換価額の確定後、お知らせいたします。

(3)過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況等

①エクイティ・ファイナンスの状況

該当事項はありません。

②過去3決算期間及び直前の株価等の推移

	2023年3月期	2024年3月期	2025年3月期	2026年3月期
始 値	2,158.0円	3,150.0円	3,665.0円	3,230.0円 □625.0円
高 値	3,294.0円	3,847.0円	3,745.0円	3,450.0円 □699.8円
安 値	1,838.0円	2,705.5円	2,802.0円	2,650.0円 □580.2円
終 値	3,120.0円	3,668.0円	3,195.0円	3,156.0円 □673.9円
株価収益率 (連結)	4.1倍	6.1倍	9.1倍	—

(注) 1. 2026年3月期の株価については、2026年2月20日現在で表示しております。

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず、投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。
また、本報道発表文は、米国における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて証券の登録を行う又は登録の免除を受ける場合を除き、米国における証券の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には、英文目論見書は、当該証券の発行会社又は売出人より入手することができます。当該目論見書には、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに発行会社の財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われず、同社債の登録も行われません。

2. 株価収益率(連結)は、決算期末の株価(終値)を当該決算期の基本的1株当たり当期利益で除した数値であります。なお、算出にあたっては2025年10月1日付で普通株式1株につき5株の割合で実施した株式分割を勘案して計算しております。また、2026年3月期については、未確定のため記載しておりません。
3. 2026年3月期の□印は、2025年10月1日付で普通株式1株につき5株の割合で実施した株式分割による権利落ち後の株価を示しています。

(4) ロックアップについて

当社は、幹事引受会社に対し、本新株予約権付社債に係る引受契約書の締結日に始まり、本新株予約権付社債の払込期日から起算して180日目の日に終了する期間中、幹事引受会社を代表する共同主幹事引受会社の事前の書面による同意なしには、当社株式又は当社株式に転換若しくは交換可能な有価証券等の発行等(ただし、本新株予約権付社債の発行、株式分割、単元未満株主の売渡請求による当社株式の売渡し、確定拠出年金制度への拠出を含む通常取引、当社グループ内再編に伴う当社子会社及びその株主に対する当社普通株式又は当社普通株式を受領する権利の発行又は交付、業績連動型株式報酬制度に係る当社普通株式の発行又は交付、その他日本法上の要請による場合等を除く。)を行わない旨、合意しております。

以 上

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず、投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。

また、本報道発表文は、米国における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて証券の登録を行う又は登録の免除を受ける場合を除き、米国における証券の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には、英文目論見書は、当該証券の発行会社又は売出人より入手することができます。当該目論見書には、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに発行会社の財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われず、同社債の登録も行われません。